

令和 4 年度仙台市 HEALTH-TECH 推進事業運営業務委託 仕様書

1 業務名

令和 4 年度仙台市 HEALTH-TECH 推進事業運営業務委託

2 業務の目的

本市を取り巻く東北地方は、全国平均に比べ高い高齢化率、塩分摂取量、メタボリックシンドローム症候群の該当者割合など、地域特有の健康課題を抱えており、これらの課題の解決が求められている。本市が策定している「仙台市経済成長戦略 2023」では、重点プロジェクトとして「Society 5.0 を実現する『X-TECH イノベーション都市・仙台』」を掲げ、国内外の大手企業や大学等の教育機関との連携枠組みを活用し、ICT 関連企業と健康福祉・医療、防災・減災、農林水産業、スポーツ等の幅広い分野の民間企業等との協業を創出し、イノベーションを促進することとしており、この一環で 2019 年より仙台 HEALTH-TECH 推進事業を開始した。

当事業は、ヘルスケア領域の課題に対して ICT 技術や AI・ビッグデータ等を用いて解決を図ると同時に、解決アイデアに基づくヘルスケア産業創出に取り組む企業を支援することで、仙台における地域経済の活性化を健康福祉の向上を図る事業である。具体的には、地域課題の提示、事業者からの課題解決アイデアの募集およびマッチング、アイデアを実証するためのフィールドの提供、学識者によるアドバイスやノウハウの提供、企業同士が学びや情報交換等を通してビジネスの共創に取り組めるコミュニティの運営等、産学官連携体制に基づく様々な支援を提供することで、仙台・東北における HEALTH-TECH 産業の創出と人材育成の持続的な循環の形成を目指す。

3 業務の内容

(1) 事業全体の設計・管理

(ア) コンセプト設計

上記目的達成のために必要な事業の在り方、コンテンツ、事業成果の仙台地域への還元のスキームなど、仙台市 HEALTH-TECH 推進事業全体のコンセプト設計や本市へのアドバイスを行うこと。

(イ) 事業全体の管理

仙台市 HEALTH-TECH 推進事業の事務局として適切な執行体制および関係者との連携体制を構築し、事業全体の進捗管理および事業効果の測定を行うこと。

(2) 課題解決コースの企画・運営

(ア) 課題の精査

仙台市役所庁内で予め各課から募集した課題をとりまとめ、公表に向けて提供課とのヒアリング等を通して課題の精査・集約を行うこと。

(イ) 提案の募集

精査した課題を全国の事業者に向けて公表し、解決アイデアの提案を募集すること。募集にあたっては、説明会の開催や web サイトへの掲載、その他媒体の活用など、有効な周知方法を検討するとともに、適切な応募条件・支援条件を設定し、全国からの幅広い応募の促進と

仙台地域への貢献（将来的な事業所設置、雇用創出、地元企業からの調達・連携、有益なデータの提供等）の両立を図る施策を検討すること。

(ウ) 課題と提案のマッチング

応募のあった提案を取りまとめ、課題提供課の意向、アイデアの妥当性、期待される効果、提案者の遂行能力等に照らして選抜すること。

(エ) 実証の実施

選抜されたアイデアの実証に向けた進捗管理を行うこと。提案企業と担当課とのディスカッションに参加し、実施計画作成のアドバイスや参加者募集等のサポートを行うこと。

(オ) 実証に係る助成金の支払い

実証終了後、実証助成金を提案企業に支払うこと。助成金は総計で最大 200 万円とする。

実証件数 4 件程度

(3) 集中支援コースの企画・運営

(ア) 企画・運営

令和 3 年度 HEALTH-TECH 推進事業の最終報告会の審査において上位の評価を受けた事業者(2 社以上)のビジネスアイデアを事業化するために、実証に係るアドバイス、専門家によるコンサルティングの設定など、各事業者の要望に応じたフォローアップ支援を行うこと（事業者からの要望は産業振興課にてヒアリング済。）。支援にあたっては、必要に応じて専門家との連携体制を構築し、成果の向上を図ること。

(イ) 助成金の支払い

実証に係る費用または専門家によるコンサルティング等の費用が発生する場合は、協議の上で金額を決定し、事業者に対して助成金を支払うこと。助成金は総計で最大 150 万円とする。

支援件数：3 件程度

(4) 学びコースの企画・運営

(ア) 東北大学病院臨床研究推進センター アカデミックサイエンスユニット (ASU) 入門

東北大学病院臨床研究推進センターバイオデザイン部門が運営するビジネス開発プログラムである ASU が実践している開発手法であるバイオデザインを学ぶ講座や、実際の医療現場でニーズを調査する現場探査の体験イベントを開催し、企業に対して ASU の先進的な事業開発手法を学ぶ機会を提供するとともに、ASU 参加費用の一部を助成することで意欲ある地元企業の ASU への参加を支援し、事業開発を促進する。事務局は本プログラムの運営事務（募集、参加案内、講師謝礼および助成金の支払い等）を行う。

想定イベント（講師は東北大学病院に依頼済。日程調整等は本市が主体で行う。）

- ・ ASU の取り組みについてのセミナー 1 回（オンライン想定）
- ・ ASU1 日体験 1 回（ASU 現地開催想定）

想定費用

- ・ セミナー 無償想定
- ・ ASU1 日体験 最大 50 万円
- ・ ASU 参加費助成金 最大 25 万円×2 社=50 万円

(イ) AI・データ活用によるヘルスケアビジネス創出入門

AI・データを活用してヘルスケアビジネスの創出に取り組みたい企業を支援するために、事例やノウハウを学ぶ講座を複数回開催する。事務局は本プログラムの企画・運営（講師選定、募集、講師謝礼の支払い等）を行う。なお、セミナーのうち1回は、東北大学メディカル・メガバンク機構（以下「機構」）の協力のもと、同機構の取り組みや企業による活用方法を学ぶ講座の開催を想定している。機構との調整は本市が主体で行う。

□想定回数：3回程度（1回は機構によるセミナー想定、その他2回程度は事業者提案による。）

(5) 最終報告会の企画・運営

年度末に(2)～(4)の各取り組みについて紹介する最終報告会を開催する。目的は事業に参加した事業者のPRおよび、事業全体のPRによる認知度向上および新たな関心企業・団体の獲得。開催方法は原則オンラインとする。PRの効果および視聴者数の最大化を図るため、適切なタイムスケジュール、内容を検討すること。

(6) 仙台ヘルステックコンソーシアムの企画・運営

2021年度に、HEALTH-TECHに関心のある企業・組織が幅広く参加し、学び・思考・マッチング・情報交換・実証の場として活用できるコミュニティとして仙台ヘルステックコンソーシアムを設立し、約80の企業・団体が登録した。<https://www.sendai-HEALTH-TECH.com/consortium/> 受託者は当コンソーシアムの事務局として下記業務を行うこと。

(ア) コンソーシアム会員へのメール等連絡

コンソーシアム会員に対するメールにて(2)～(5)の各事業に係る募集・開催案内等を行う。その他、東北大学病院主催のヘルスケアビジネスセミナー等、本市が指定した情報および受託者が知り得た会員に有益な情報の発信を行うこと。また、会員からの要望に応じて他の会員企業に向けた情報発信や特定の会員へのアプローチを仲介すること。

(イ) ネットワーキングイベントの企画・運営

(4)の各講座をはじめとする各イベントの開催に合わせて、コンソーシアムの企業同士が互いの取り組みを知り、情報交換等を通じて連携が促進されるネットワーキングイベントを企画・運営すること。原則オンライン開催とするが、新型コロナウイルス感染症の状況および連携促進の効果を考慮の上で対面開催や対面とオンラインの複合開催とすることも差し支えない。

□想定回数：2回以上

(ウ) コンソーシアムの活性化検討

新規会員の獲得促進を図るとともに、既存の会員も含めたコンソーシアムを活用した連携促進の方策を検討し、上記(ア) (イ) およびその他事業に反映させること。

(7) 広報・集客施策・アンケートの実施

- ・ 既存の HEALTH-TECH 推進事業 web サイトの活用、受託者が有するノウハウ・ネットワーク等の活用、市との連携により、参加企業・参加者への効果的な広報・集客施策を実施すること。
- ・ 広報・集客用のチラシの作成および Web を活用した周知を行うこと。
- ・ 事業(2)～(6)の各イベント実施後には開催報告を既存 web サイト上に掲載すること。受託者が有するノウハウ・ネットワーク等によりこれらの成果に関して効果的な情報発信を実施すること。
- ・ 事業(2)～(6)の各イベント等の開催後には、参加企業・参加者に対し、アンケートの実施により各イベント等の事業効果を測定・分析し、次回以降の業務改善に活かすよう取り組む。

(8) 事務局の運営

事務局として、以下に掲げる業務を行うこと。

- ・ 上記(2)～(6)の事業の企画（講師・関係者の人選、開催日時・場所の選定および調整を含む）
- ・ 上記(2)～(6)の事業の広報・受講者募集・受付（本市あるいは事務局による発表資料等の作成を含む）
- ・ 上記(2)～(6)の事業の運営
（受講者への連絡、講師・関係者との調整、開催日時・場所設定、レジュメ作成等）
- ・ 上記(2)～(6)に係る報告書等の作成（プログラム実施状況、受講者アンケート等）

(9) 成果報告書の作成

- ・ 受託者は、本業務完了後、本業務に係る実績報告書 1 部(A4 判)及び関連資料一式を紙及び電子ファイル（PDF 形式）により委託者に提出するものとする。
- ・ 本業務の実施内容及び成果をまとめるとともに、得られた知見を分析・評価し、今後に向けた提案を報告書内にまとめるものとする。
- ・ 本業務にあたり作成された資料等の著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、委託者に帰属するものとする。
- ・ 受託者は、調査、打合せ等を行ったときは、その内容を打合せ記録簿(A4 判)に記録し、その写しを委託者に提出するものとする。

(10) その他

- ・ 本業務内において実施するプログラム等のイベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ原則オンライン開催とするが、感染拡大状況や政府指針等日本国内の諸般の状況を鑑みて、対面開催が可能と判断された場合には、本市と協議のうえ、適切な対策を講じたうえで対面開催を検討する。
- ・ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備する。
- ・ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性及び公共性を確保して業務にあたる。
- ・ 令和 3 年度「仙台市 HEALTH-TECH 推進事業」の概要は以下のとおり。

<https://www.sendai-HEALTH-TECH.com/>

4 委託料

託料の上限額 15,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

5 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

主な事業の想定スケジュール



6 その他留意事項

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (6) 成果物及び電子データ等（イベント開催にあたり作成した写真や図等を含む。）の使用権、複製使用する権利は本市に帰属する。
- (7) 受託者は、本業務の成果物及び電子データ等（イベント開催にあたり作成した写真や図等を含む。）の作成に関して取得した著作権人格権について、当該成果物及び電子データ等にかなる変更を加える場合であっても、本市に対して行使しないものとする。
- (8) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。

以上